

暴力団追放大会

社団法人和歌山県産業廃棄物協会は、平成15年4月暴力団追放県民センター賛助会員として加盟し、不当要求防止責任者選任事業所登録のうえ、暴力団排除活動を展開してきました。

平成23年7月に和歌山県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、平成24年2月17日（金）に開催されました理事会において、社団法人和歌山県産業廃棄物協会はすべての会員が暴力団等排除に一丸となって取り組み、安心・安全な社会の構築に貢献することを決議するとともに、暴力団等排除宣言を採択いたしました。

そして、当協会主催の「暴力団追放大会」を、和歌山県警本部の小河原刑事部長、大橋建一和歌山市長等ご来賓の皆様をはじめ、多くの会員の参加を得て挙行了いたしました。

開催日時 平成24年3月16日（金） 午後1時から午後4時30分
場 所 プラザホープ
参加人数 170名

内 容

第一部 研修会

最近の暴力団情勢と和歌山県暴力団排除条例について

講師 和歌山県警察本部組織犯罪対策課 広瀬課長補佐
暴力団等排除宣言（武田全弘 会長）

第二部 講演会

産業廃棄物処理業界における暴力団排除対策

講師 公園前法律事務所
和歌山弁護士会 山崎和成 弁護士

第一部の研修会は、和歌山県暴力団排除条例の内容を中心に、最近の暴力団情勢と和歌山県暴力団排除条例について詳しく説明されました。引き続き、暴力団等排除宣言において武田全弘会長が小河原刑事部長に宣言文書を読み上げ、暴力団との関係が一切ない企業団体を目指すことを誓いました。

第二部の講演会は、山崎弁護士から和歌山県暴力団排除条例の趣旨や目的、業者として配慮すべき事項などをわかりやすく講演いただきました。



暴力団等排除宣言

私たち、社団法人和歌山県産業廃棄物協会一同は、地域の事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託できるよう、事業活動から暴力団等排除を推進し、和歌山県暴力団排除条例の趣旨を十分に理解して、

- 一、暴力団等を利用しない。
- 一、暴力団等に資金提供しない。
- 一、暴力団等による不法・不当な要求には応じない。
- 一、暴力団等排除のため、関係機関との連携を強化する。

を實踐して、暴力団等との関係が一切ない企業団体を目指すことを、ここに宣言します。

平成24年3月16日

社団法人 和歌山県産業廃棄物協会